

社会福祉法人守人会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人守人会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 週平均2日以上業務にあたる常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定に準ずる額
- (3) 上記により難しい場合は、実費の額
- (4) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費(交通費、日当、宿泊料)別表第4に定める額を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費(交通費、日当、宿泊料)別表第4に定める額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 月額報酬の支給計算の期間は毎月16日から15日までとする。報酬の支給日は、当該月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げて支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第8条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、別表第3の費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29年 7月 1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 650,000円

※通勤手当については、職員給与規定に準ずる額

※通勤手当について、上記により難しい場合は実費の額

別表2（非常勤役員等の報酬）

役職名	区分	日額
評議員(定款により)	評議員会への出席	0円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円
理事・監事	理事会への出席	10,000円(乙表税込10,315円)
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円(乙表税込10,315円)
監事	監事監査のための出勤	15,000円(乙表税込15,473円)

別表3（費用弁償）

区分	地域区分	日額
理事会・評議員会への出席	滑川町内	3,000円
	東松山市	5,000円
	その他	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	滑川町内	3,000円
	東松山市	5,000円
	その他	10,000円

別表4（出張）

交通費	公共交通機関利用の場合	出張先までの往復運賃
	私用車使用の場合	出張先までの距離1kmにつき30円(往復代)
	公用車使用の場合	なし
日当	1日につき 6,000円	
宿泊料	1泊につき 15,000円	

※上記金額を上回る宿泊料の場合は、実費支給。